



郡山市立中学校で発生したいじめ事案について、郡山市いじめ問題調査委員会による調査を実施します



2026年3月13日

郡山市教育委員会

学校教育推進課

課長 佐藤 崇史

TEL：924-2438

郡山市立中学校で発生したいじめ事案について、郡山市いじめ問題調査委員会（第三者委員会）による調査を行うこととしましたので、お知らせいたします。

1 事案の概要

- 令和6年4月 … 当該中学校が、いじめを認知
（生徒の靴が濡らされたこと、ノートに落書き、傷がつけられたこと）
- 同年4月 … 当該中学校及び本市教育委員会がアンケート等の調査を実施（現在も継続中）
- 令和7年10月 … 当該生徒は登校を続けていたが、友人関係のトラブルで、欠席が続き、同年10月から現在まで不登校

2 今後の対応

本事案につきまして、学校においてはいじめ防止対策推進法第23条による調査を、本市教育委員会においては同法第24条による調査を行ってまいりましたが、保護者の訴えと学校の見解に相違があることが判明しました。

このことから、「重大事態の疑い」があるとして、いじめの有無や不登校との因果関係について、法第28条に基づき、郡山市いじめ問題調査委員会（第三者委員会）を設置し、調査を行ってまいります。

今後におきましても、いじめ防止対策推進法や文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、生徒や保護者に寄り添った丁寧な対応を行うとともに、いじめの再発防止に全力で取り組んでまいります。

3 郡山市いじめ問題調査委員会（第三者委員会）による調査に向けた今後の対応（予定）

- 調査委員の人選（弁護士、公認心理師など6名を予定）
- 郡山市教育委員会が郡山市いじめ問題調査委員会へ諮問
- 第1回調査委員会の開催

4 その他

本事案につきまして、今後改めて調査を行ってまいります。SNS等において、事実確認ができていない情報も掲載されております。

今後、郡山市いじめ問題調査委員会において、第三者による事実の調査・確認をしてまいりますので、引き続き冷静なご対応を賜りますようお願い申し上げます。